

きをした者の存在をどう評価すべきかを問われることがある。この点「功績」は、高齢者個々人の功績を評価する理念ではない。高齢者世代全般としての社会への貢献などに着目している。他方、高齢者個々人の功績により着目した場合、その評価にあたっては、民間またはボランティアといった主体による支援の重要性が高まろう。

高齢者は、長年生きてきた人達であり、貢献度の差異が、より明確化する主体でもある。人生において積み重ねられた貢献度の違いを、社会保障財の配分においても反映すべきかもしれない。この人を支援したいと思わせるような貢献をしてきた人を手厚く支援する仕組みは不公平とはいえない。とはいえ、公的な支援においては、個々人の基準化しづらい貢献度の評価は難しく、また不統一なサービス提供にも問題がある。他方、ボランティア組織やNPOにおいては、そうした各人の貢献度の差異をサービスの質や量に反映しうる。

高齢者のこれまでの貢献を評価するといっても、高齢者世代を全体として評価するのか、個々人に着目するのか、さらには絶対的平等を是とするのか否かによって、保障を提供すべき主体は変化しよう。

### (3) 「ニーズ」か「功績」か

#### 1) 追加的保障の意義

ニーズ以外を給付要因とする追加的保障は、各種の理由を根拠に、高齢者のみならず、他の主体においても必要な場合がある。たとえば、児童の成長は社会全体の利益に資するとして、同程度の健康状態にある高齢者と児童がいた場合、児童に対する支援を強化すべきとの考え方もあろう。ここで確認したいのは、ニーズの充足以外にも保障を行なうべき場合の存在と、同程度のニーズをもつ主体間において、一方を優遇する支援を行なうべき場合もあるという点である。さらに追加的保障は、高齢者のより快適な生活の保障につながる場合のみならず、高齢者の尊厳を保った生活に必要な場合もあるという点である。

とはいえこうした功績などの保障は、ニーズの保障と比べると、広範囲な保障への社会的合意形成が難しい。「高齢」保障の根拠といっても、「ニーズ」と「功績」とでは保障を正当化する範囲が異なってしまう。

#### 2) 「高齢」保障の特殊性

エイジフリー社会、ユニバーサルな保障が提供される社会が望ましい。しかし、差別禁止を重視するアメリカでも、医療保障などにおいて、これは実現していない。年齢をまったく基準としない社会保障制度は実現可能であろうか<sup>46)</sup>。年齢による差別を禁止する政策と、年齢を理由に保障を提供する政策は、併存しうるものである。ニーズへの着目は、高齢者差別、高齢者に対するスティグマを醸成しかねないという課題があった。他方「高齢」は、すべての者の将来であることから、寛大な社会的支援を得てきた。年齢を基準とする制度は分かりやすく、基準が単純明快であり、政治的に支持されており、普及している。この社会的な支援に対する黙示の合意の根拠は何か。表現し難いが、「功績」という理念は、その説明を試みるものである。

高齢者に対して社会保障を提供する根拠として、ニーズに加えて、高齢者の功績も評価すべきことを本稿は提唱した。今日、高齢者のニーズは、その他の世代のニーズとますます競合している<sup>47)</sup>。こうしたなかで「功績」という理念を使用する目的は、高齢者への尊厳の付与にある<sup>48)</sup>。「功績」は、高齢に特有の保障要素であるうえに、高齢者差別にもつながらない点に、功績に着目する意義がある。もちろん、「高齢」を保障するためには、寿命の延びにあわせて、何歳からを高齢者と定義するかを見直し、たとえば高齢者を75歳以上の者と見なす必要がある。そのうえで、「功績」をどれだけ評価するかによって、高齢者に対する社会保障の範囲は大きく異なりうる。社会保障財の配分において、高齢者がその人生を通じて社会に長年貢献してきた世代であるという点を考慮する功績という理念を、どのようにどの程度評価すべきか、さらなる理論化を進めていきたい。

46) Austin & Loeb, *supra* note 6, at 263-288.

47) Kutza & Zweibel, *supra* note 6, at 72.

48) Nelson, *supra* note 6, at 157.

“理論と実務の架橋”とは法科大学院を立ち上げるときのキャッチフレーズでしたが、先生こそは、このことの早くからの実践者でした。それは、就任以来30年にわたる北海道労働委員会における公益委員としての活動に象徴されています。このような不当労働行為法研究の第一人者にとどまらず、個別的労働関係法とりわけ労働契約論においても先駆的な著作を発表される一方、近年にはNPO法人「職場の権利教育ネットワーク」を立ち上げ、労働法教育という分野でも積極的な活動を展開しておられます。

先生は、現在、放送大学に移られ、労働法教育を全国的に実践するばかりでなく、現役の研究者としてもご活躍中です。先生におかれましては、今後ともわれわれを時に厳しく時にあたたかくご指導下さることをお願いいたします。

なお、本書の刊行に当たっては、旬報社の木内洋育社長のご尽力をいただきました。ここに執筆者一同を代表して、心から感謝の意を表します。

2011年11月

執筆者を代表して

小宮文人  
島田陽一  
加藤智章  
菊池馨実

#### 著者紹介

- 鎌田耕一（かまた こういち） 東洋大学法学部教授。専門：労働法  
\* 島田陽一（しまだ よういち） 早稲田大学法学学術院教授。専門：労働法  
渡辺 賢（わたなべ まさる） 大阪市立大学法学部教授。専門：憲法  
\* 小宮文人（こみや ふみと） 専修大学法科大学院教授。専門：労働法  
國武英生（くにたけ ひでお） 小樽商科大学商学部准教授。専門：労働法  
浅野高宏（あさの たかひろ） 北海学園大学法学部准教授、弁護士。専門：労働法  
菅野淑子（かんの としこ） 北海道教育大学准教授。専門：労働法  
\* 加藤智章（かとう ともゆき） 北海道大学法学部教授。専門：社会保障法  
片桐由喜（かたぎり ゆき） 小樽商科大学商学部教授。専門：社会保障法  
関ふ佐子（せき ふさこ） 横浜国立大学准教授。専門：社会保障法  
倉田賢世（くらた かの） 熊本大学法学部准教授。専門：社会保障法  
\* 菊池馨実（きくち よしみ） 早稲田大学法学学術院教授。専門：社会保障法

（執筆順、\*は編者）

## 社会法の再構築

2011年12月20日 初版第1刷発行

編者—小宮文人・島田陽一・加藤智章・菊池馨実

装丁—坂野公一（welle design）

発行者—木内洋育

発行所—株式会社 旬報社

〒112-0015 東京都文京区目白台2-14-13

TEL 03-3943-9911 FAX 03-3943-8396

ホームページ <http://www.junposha.com/>

印刷製本—シナノ印刷株式会社

© Fumito Komiya, Yoichi Shimada, Tomoyuki Kato, Yoshimi Kikuchi 2011, Printed in Japan  
ISBN978-4-8451-1243-2 C3032